

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、家族や友人、隣人などとの社会関係を保ち、まちの一員として生涯にわたって安心して生活できるような地域を住民の参画を得て築きあげることを目指しています。

個人が尊厳をもって自分らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づき「このまちに住んでよかった」「ずっとこのまちに住んでいたい」との願いを住民自身の手で描いた、

「住民の 住民による 住民のための計画」

が「安芸市地域福祉計画」です。本市は、この計画で取り組みの基本となる考え方を示し、安芸市社会福祉協議会は具体的な行動の柱となる「安芸市地域福祉活動計画」を策定し「地域福祉」を協働して進めていきます。

1. 計画の基本理念

「安芸市地域福祉計画」を策定するにあたり、参画される人達が共通したイメージを持ち、地域福祉の推進に取り組めるよう次の言葉を計画の基本理念とすることとしました。

あったか  な 人と心が きづくまち
 ~住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり~

“あったか” は、住民の「温かい人柄」
 土地の「暖かい気候」
 福祉への「熱い想い」を表しています。

“な” は、 信頼できる「なじみの関係」
 安心できる「慣れ親しんだ地域」
 日本一の生産量の「ナス」を表しています。

“きづき” は、 ふれあいの心の「気づき」
 地域社会形成の「築き」
 お互いに支えあう「絆」を表しています。



2. 計画推進の基本的な視点 ～自助・共助・公助～

基本理念である「あったかな人と心がきづくまち」を目指し、以下の基本的な視点に立って取り組みます。

地域福祉を推進するためには、住民が主体となって福祉活動団体・関係機関、事業者、企業、社会福祉協議会などが、行政と協働し、「自助・共助・公助」の取り組みを行うことにより、地域にある課題をともに解決し、地域の中で自分らしい生活ができるまちづくりを進めることが重要です。

自助

「自分でできることは、自分たちで行う」

一人ひとりが家族の協力を得て、自分らしい生活を実現していくための行動や考え方です。

共助

「住民・団体・事業所等が協働で行う支え合い」

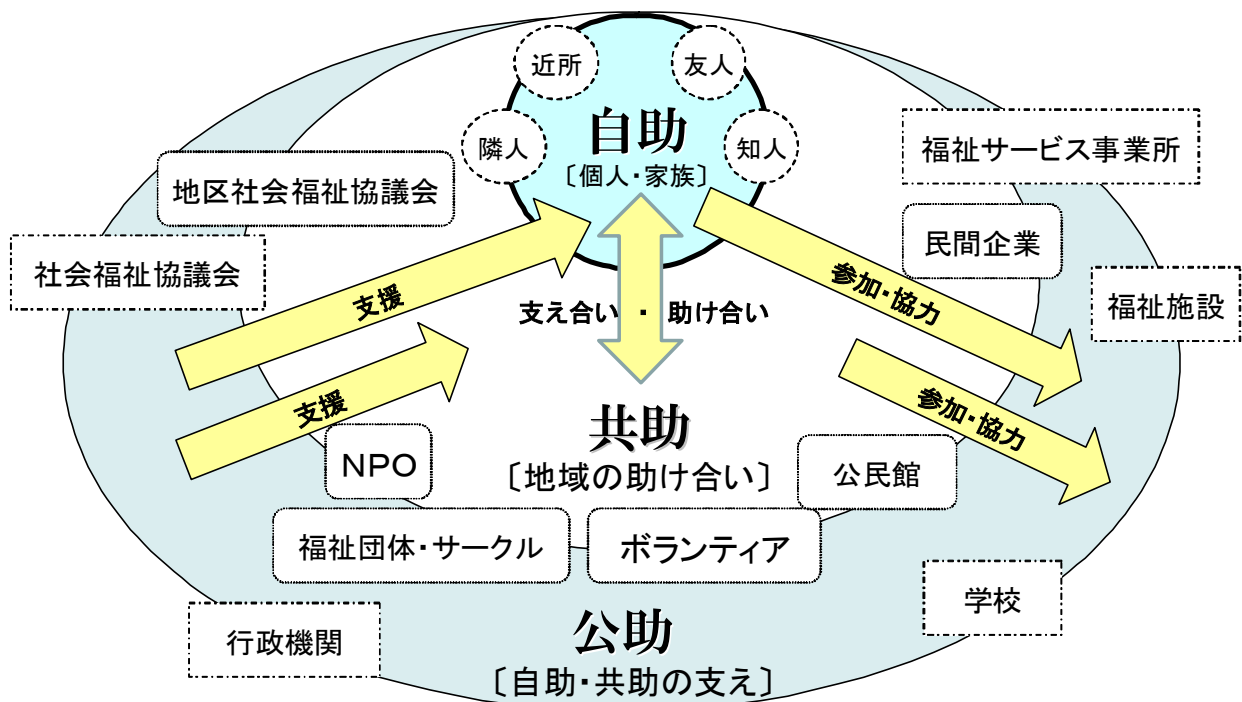
個人では担いきれなくなったことや、地域全体の課題を、隣近所をはじめ様々な団体や組織が役割を担い、共に支え合い・助け合いながら、地域の課題等を解決していくことです。

公助

「行政が主体的に自助・共助の活動を支援する取り組み」

個人や地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助・共助の取り組みを支援し、公的なサービスを提供するとともに、それぞれの活動を促進していくための環境づくりを行うことです。

～ 地域福祉のイメージ ～



3. 計画の基本目標

～4つの基本目標(であい・ふれあい・ささえあい・かたりあい)～

基本理念の実現のために計画に盛り込むべき事項をふまえて、次の4つの基本目標を掲げました。

〔参考〕社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

〔参考〕社援発第0810001号(平成19年8月10日)厚生労働省社会・援護局長通知

要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
3. 要援護者の支援に関する事項
 - (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

(1) であい～拠点～

— 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関すること —

出会いのための人づくり・場所づくり

住民が自分たちの住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉推進への主体的な参加を促進するためには、「交流の場や活動の拠点づくり」が大切です。

地域福祉の担い手による自主的な活動を活性化し、地域の実情にあった地域福祉へつなげていくために様々な地域活動の情報を発信し、身近にふれあえる居場所づくりや出会いの場、交流の機会を広げていきます。

(2) ふれあい～共生～

— 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること —

認め合い・理解し合える意識づくり

子どもから高齢者、障害者など住民誰もが地域で自分らしく生活でき、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、年齢や性別、文化、身体的特徴など、人々が持つさまざまな個性や違いを超えて、すべての人々が安心して、心豊かに暮らせる社会を築きあげることが求められています。

生涯にわたり安心して暮らせる社会を目指して「住民同士のつながりを深め」、将来を担う若者に福祉の心を育む「福祉教育の充実」と、障害の有無にかかわらず尊重し支え合う社会の実現を目指します。

(3)かたりあい～協働～

— 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること —

暮らしを支える福祉サービスを充実させるネットワークづくり

地域で、なんらかの支援を必要としている住民のニーズに対応するためには、情報提供や相談支援の体制を築き、地域で様々な活動を行っている福祉団体や民生児童委員等の関係機関がネットワークを組み、地域全体で助け合うことのできる地域力の向上が必要です。

地域福祉の推進組織である地区社協のネットワークを生かして、協議から協働の活動へと展開し、保健・医療・福祉の各関係機関が手を携え地域にかかわっていく地域人材のネットワーク化を図っていきます。

(4)ささえあい～共助～

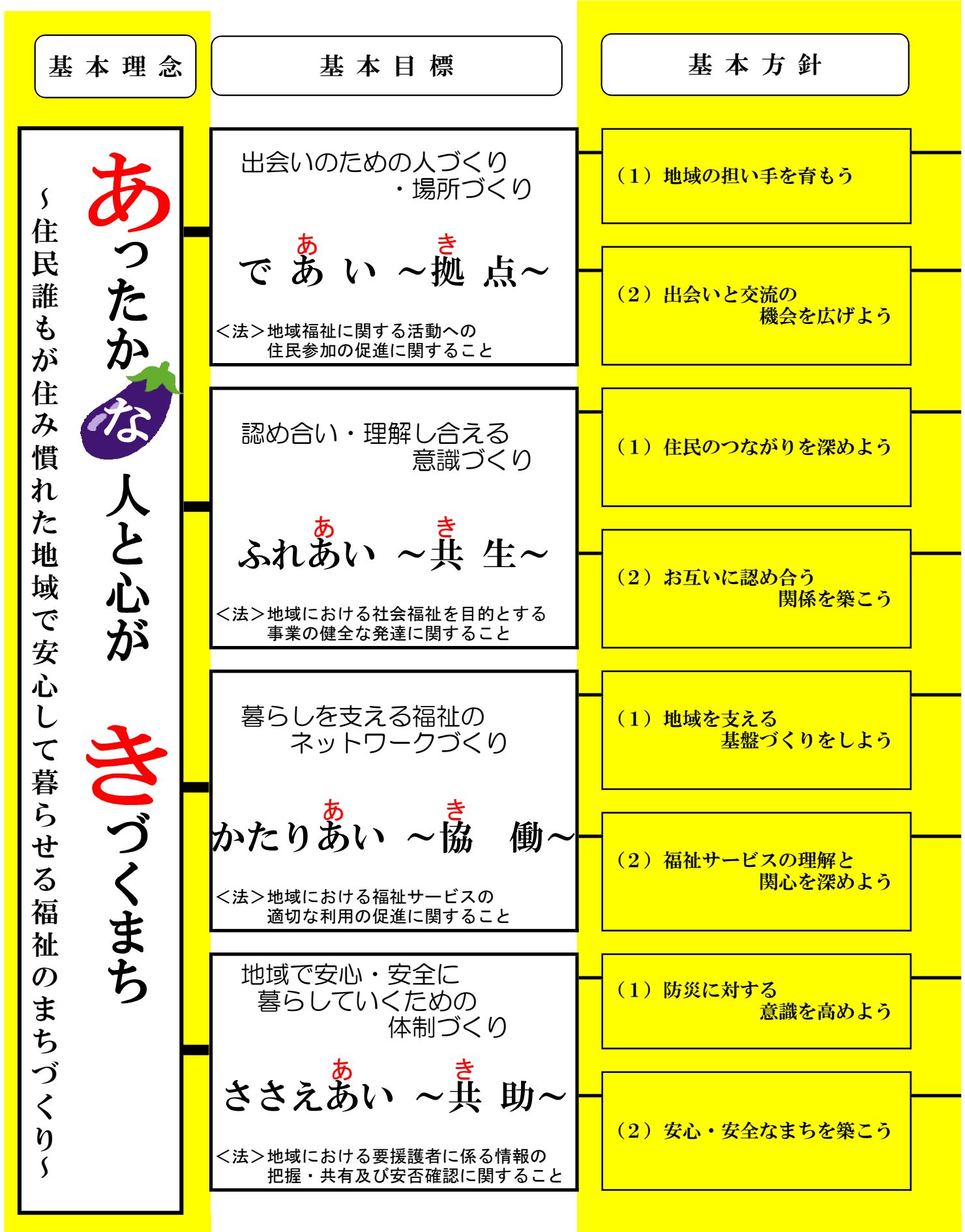
— 地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認に関すること —

地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることにより、要援護者が地域で安心・安全に暮らしていくことにつながります。

地域の支え合い活動を推進し、災害や犯罪などの緊急対応に備えた役割分担と、連携体制を築き、「今、なにが必要か」をきめ細かく把握し、地域ぐるみで気づきをつなげる体制を確立します。

4. 計画の体系図



基本施策

- 1 ボランティアの育成
- 2 福祉団体・サークルの活動活性化
- 3 地域の伝統文化・行事への参加と継承

- 1 社会参加と健康・生きがいづくり
- 2 あったかふれあいセンターの機能強化
- 3 安心して遊べる場所の充実
- 4 小地域で集える場所の確保

- 1 地域コミュニティの活性化
- 2 声かけ・あいさつ運動の推進
- 3 小地域での交流の機会拡大

- 1 社会教育・福祉教育の推進
- 2 高齢者・障害者を地域で理解する機会づくり
- 3 子育て環境の充実

- 1 社会福祉協議会の基盤整備
- 2 地区社協活動の機能強化
- 3 身近な相談・支援窓口体制の充実

- 1 福祉サービス利用に関する情報提供・情報交換
- 2 インフォーマルサービスの充実
- 3 公的福祉サービスの充実
- 4 保健・医療・福祉の連携強化

- 1 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化
- 2 災害時要援護者の把握と情報共有
- 3 災害ボランティアセンターの体制づくり

- 1 見守りネットワーク活動の推進
- 2 子ども・高齢者に対する交通安全啓発
- 3 悪徳商法等犯罪被害対策の啓発

地域福祉活動計画 推進項目

ボランティア養成講座・研修会の実施
ボランティアセンター機能の強化
地域行事への住民の参画促進

障害者・高齢者の集い活動の実施
あったかふれあいセンターのサテライトを実施
子ども会の活動支援
高齢者・障害者・子どもの居場所づくり

多世代交流活動の実施
小単位での仲間づくり活動の推進
地区のおしゃくのあり方工夫

福祉教育活動の実践
当事者組織・グループの活動支援
子育て応援活動の推進

地域福祉推進団体としての役割強化
地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化
民生児童委員活動の推進

情報提供・情報発信の仕組みづくり
NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化
地域包括支援ネットワーク構築に向けた取り組み
保健・医療・福祉の連携体制構築

緊急時の役割分担と連携体制の構築
見守り・助け合い支援システムの活用
災害ボランティアセンターの体制構築

高齢者等見守りネットワーク活動の促進
交通安全教室等の実施
関係機関と連携した犯罪防止活動の推進